



報 道 関 係 者 各 位

令和6年1月11日 感染症対策センター感染症対策グループ 感染症対策監 大森 栄治 電話 055-223-1490

## 山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡南保健所管内 注意報レベル入り)

令和6年第1週(1月1日~1月7日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

# インフルエンザの定点あたり報告数

<u>峡南保健所管内:13.67 人\*1</u>

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、**峡南保健所管内はインフルエンザの 注意報レベル**<sup>\*2</sup>**に入った**と考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 41 人 41 人÷3 医療機関≒13.67

※2 県内全体で1定点医療機関あたりの報告数が

1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が

10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が

30.00 以上

警報レベル

#### 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部
1週(1/1~1/7)	8. 44	7. 69	7. 29	13. 67	10. 22
52週(12/25~12/31)	18. 41	23. 54	17. 29	6. 33	18. 56
51週(12/18~12/24)	21. 00	25. 92	23. 86	5. 33	23. 67
50週(12/11~12/17)	27. 27	36. 62	26. 86	7. 67	26. 78
49 週 (12/4~12/10)	26. 59	40. 92	20. 14	15. 67	23. 78

参考) 甲府市
6.89
15. 78
14. 22
21. 11
17. 33

※峡南保健所管内については、直近では第49週(12/4~12/10)に注意報レベル入りしています。

#### (県型保健所管内の状況)

中北保健所管内警報入り:第43週(10/23~10/29) /解除:第1週(1/1~1/7)峡東保健所管内警報入り:第44週(10/30~11/5) /解除:第1週(1/1~1/7)

富士・東部保健所管内 警報入り:第47週(11/20~11/26)~ (継続中)

## インフルエンザの予防対策

## ●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

## ●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を そむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

## ●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。
  - ※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日) は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。